

釧路地域における入退院調整ルールの運用に向けて

※令和2年11月より「退院調整ルール」から「入退院調整ルール」に変更

1. 目的

高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が求められていますが、その最初のステップとして、病院から希望する生活の場へ退院する際に、医療・介護関係者の間で、退院時の連絡方法や今後共有すべき情報などについて課題を抱えていることから、大まかなルールが必要とされていました。

このため、医療・介護が切れ目のない支援体制を確保し、地域包括ケアシステムの構築につなげていくことを目的に本ルールを作成することとしました。

2. 基本的な考え方

- このルールは、医療・介護の共通理解により運用できるよう、研修会や意見交換を重ねて作成したもので、退院調整にあたってのルールについて「介護サービスを利用している場合」と「利用していない場合」に分けてフロー化し、連絡方法等を示すとともに、担当窓口や入院時も含め情報共有すべき内容をリスト化しました。
- すでに個別に運用されているものを統合するという厳格なものではなく、普段の業務の中でルールを意識することにより課題解決を図り、円滑な退院調整を行うために運用するものでありますので、ケースによってはルールどおりに行かない場合もあるということを理解した上で、取り組むことが必要です。

3. 支援の対象者（65歳以上又は40～64歳の方）

- 入退院を繰り返す患者
- 退院後も医療依存度が高い患者（末期がんや医療処置が必要）
- ADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要な患者（福祉用具貸与や住宅改修などが必要）
- 独居、高齢者世帯 など

4. ルール運用機関(者)

(1) 釧路市内急性期医療機関（4カ所）

市立釧路総合病院、釧路労災病院、釧路赤十字病院、釧路孝仁会記念病院

※まずは上記4病院から運用し、将来的には、他の急性期医療機関等への拡大を図ります。

(2) 釧路・根室・中標津管内の地域包括支援センター（介護保険担当部署含）

(3) 釧路・根室・中標津管内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下ケアマネ）

退院調整看護師からケアマネへのメッセージ

- ・入院時の連絡は早めに取り合います。
- ・担当のケアマネさんと直接連絡が取りたいです。
- ・連絡先が分かるような工夫をお願いします。
- ・患者様の情報を紙面でいただけるとありがたいです。
- ・加算も念頭に置いて取り組みましょう。
- ・医師の判断によっては急な退院もありえますので、ご了解願います。

ケアマネから退院調整看護師へのメッセージ

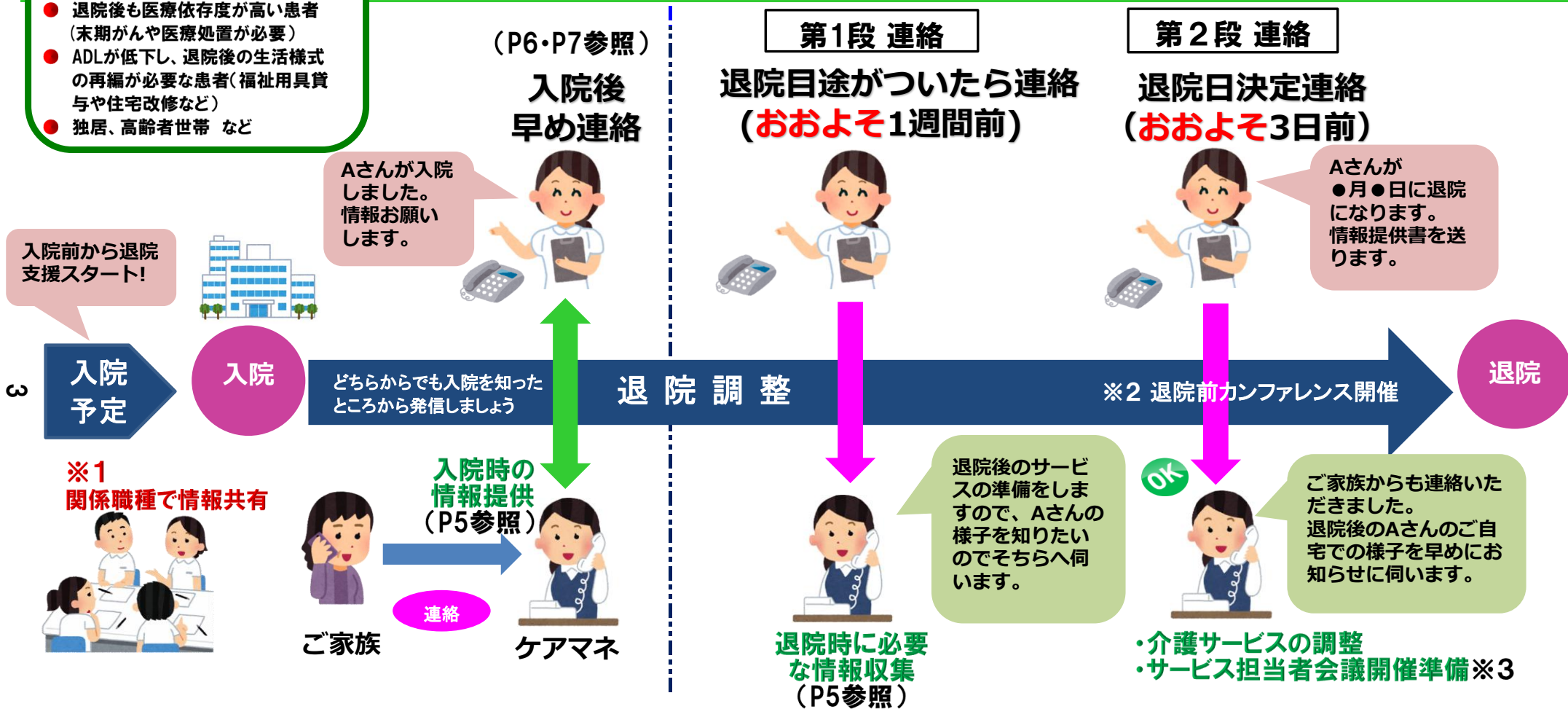
- ・患者様が入院した場合、早めにケアマネに連絡をしてもらうよう、日頃から家族様に伝えておきます。
- ・介護認定を受けている患者様の場合は、ケアマネに連絡をお願いします。
- ・連絡をいただければ、なるべく病院へ伺います。
- ・ケアマネによっては写真付きの名刺を活用したり、患者様の保険証やつながり手帳に名刺を保管してもらっている場合もありますのでご確認ください。
- ・病状や治療方針などの説明はわかりやすくお願いします。
- ・ターミナルの方は特に早めに連絡をお願いします。



退院支援が必要な患者の目安
(65歳以上又は40~64歳の方)

- 入退院を繰り返す患者
- 退院後も医療依存度が高い患者
(末期がんや医療処置が必要)
- ADLが低下し、退院後の生活様式の再編が必要な患者(福祉用具貸与や住宅改修など)
- 独居、高齢者世帯 など

入退院調整ルールの流れ① (介護保険サービスを利用している方の場合)



※1 医療機関によっては、予定入院の場合に外来時点で「入院前支援」を行います。
入院中の治療や入院生活に係る計画に備え、入院前からケアマネ等地域の関係者と情報共有し必要な支援を行いながら、療養支援の計画を立てます。
(対象:生活困窮者、退院後に医療処置が必要者、必要な介護や養育の提供が不十分等の退院困難な要因を抱えている方)

※2 「退院前カンファレンス」とは、退院後の安心安全な療養生活を目的として、主に病院が主催し医師・看護師・ソーシャルワーカー・ケアマネジャー・介護福祉士等複数の支援主体と当事者が集まり、会議では、利用者の状況等に関する情報共有と退院後のケアにおける方法と役割が確認されます。

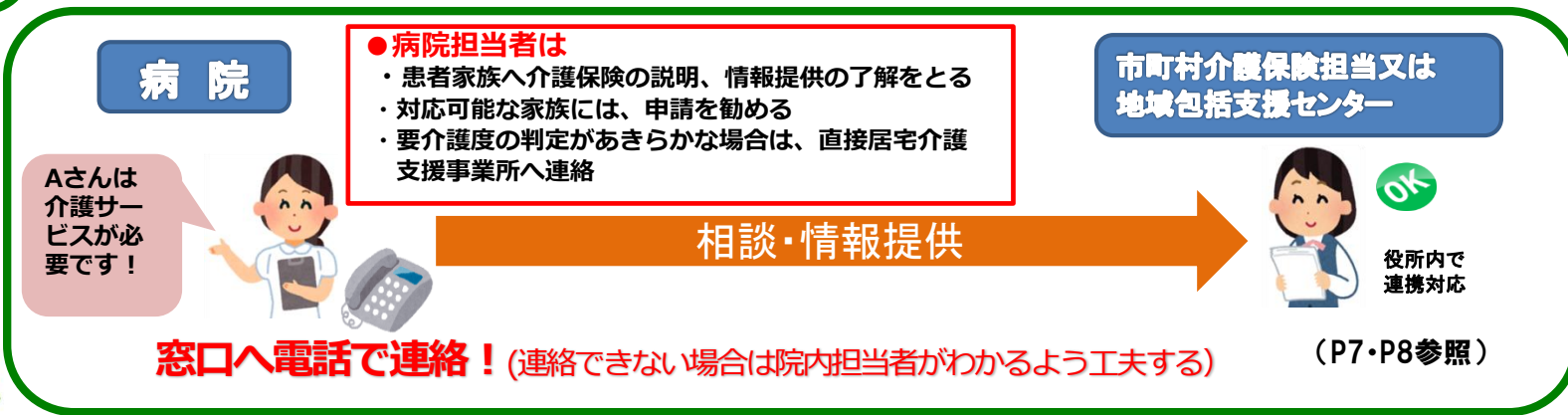
※3 「サービス担当者会議」とは、介護保険制度特有の名称であり、ケアプラン作成・変更時等にケアマネジャーが主催し開催することが法令で義務付けられた会議です。利用者のサービスを担当するサービス事業者が参加し、基本的に利用者(患者)や家族も出席します。会議では利用者の状況等に関する情報共有と利用者(患者)・家族の意向の確認や目標の決定、提供サービスなどが協議されます。

介護認定申請の目安
(65歳以上又は40～64歳の方)

- 歩行ができない・介助を要する
- 食事に介助が必要
- 排泄に介助が必要
- 入浴に介助が必要
- 意思の疎通がやや困難

入退院調整ルールの流れ② (介護保険サービスを利用していない場合)

① 入院中から介護保険の申請を行わなくてはならない場合



入院前から退院支援スタート!



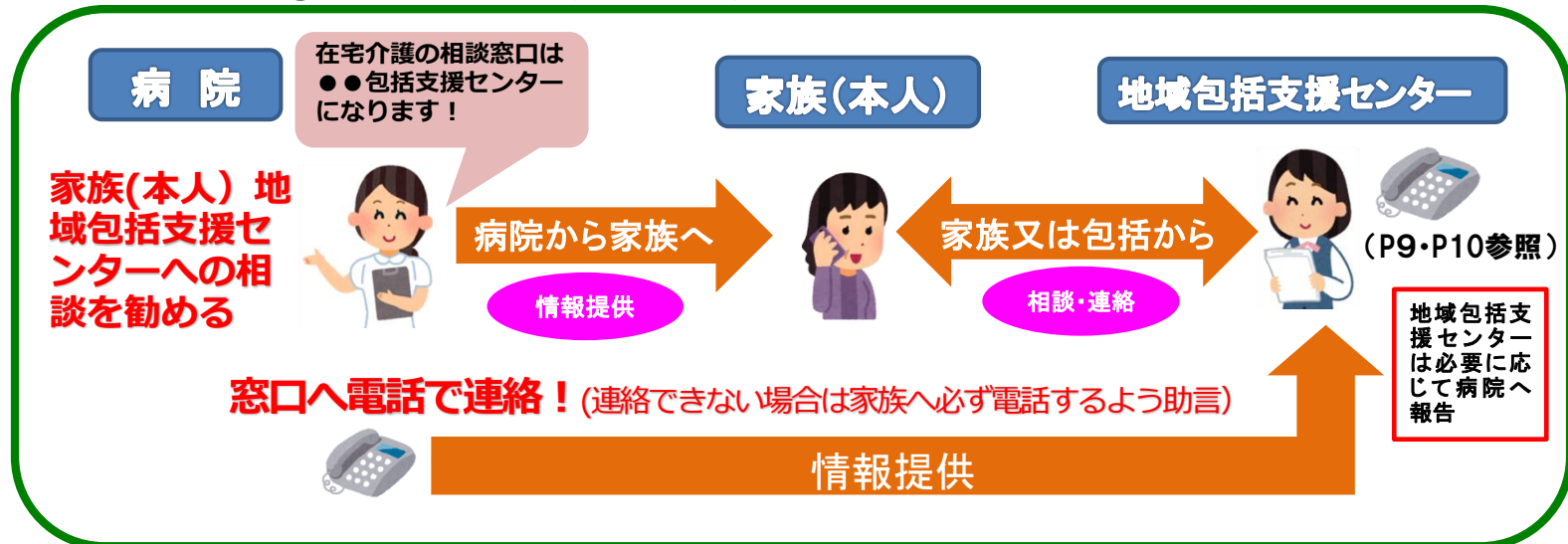
入院予定

入院

介護保険の申請が必要かアセスメント

退院

② 介護保険の申請は必要ないが、退院後の生活が心配な場合



※1 関係職種で情報共有



※1 医療機関によっては、予定入院の場合に外来時点で「入院前支援」を行います。入院中の治療や入院生活に係る計画に備え、入院前から関係者と情報共有し必要な支援を行いながら、療養支援の計画を立てます。(対象: 生活困窮者、退院後に医療処置が必要者、必要な介護や養育の提供が不十分等の退院困難な要因を抱えている方)

入院時及び退院時の情報共有・情報提供内容



ケアマネ



退院調整看護師

どちらからでも、
入院を知ったところから
発信しましょう～

入院時に主に必要な情報提供内容

病院への情報提供は次の内容が含まれるよう努めましょう

- ◆ 患者様の基本情報
- ◆ 入院時の介護認定情報と介護サービス利用状況
- ◆ 本人・家族の意向（退院の生活の場など）
- ◆ ADL（移動・移乗、更衣、整容、入浴、食事等）
- ◆ IADL（服薬管理、金銭管理、家事能力等）
- ◆ 経済状況・年金の種類
- ◆ 住環境・療養環境
- ◆ コミュニケーション能力、精神面の状況、認知機能
- ◆ 家族状況
（世帯構成、主介護者、キーパーソン、連絡先）
- ◆ 家族の介護力、協力体制
- ◆ 介護保険以外のサービスの利用状況
- ◆ 緊急連絡先 等



退院調整看護師



ケアマネ

退院時に主に必要な情報提供内容

ケアマネへの情報提供は次の内容が含まれるよう努めましょう

- ◆ 退院日（予定）、退院先（予定）
- ◆ 疾患と入院中の状況、退院後の通院指示
- ◆ 本人・家族の病気の受け止め、理解度
- ◆ 本人・家族の意向
- ◆ 退院後に必要な事柄
（医療処置、看護の視点、リハビリの視点、禁忌事項）
- ◆ 介護保険サービスの変更や必要性
- ◆ ADL の状況、食事の形態
- ◆ 福祉用具の必要性、住環境の整備
- ◆ 退院後の家族の介護力、協力体制 等

※どちらも各機関で使用している連絡様式がありましたらご活用ください。

釧路市内急性期医療機関 退院調整窓口

病院名	すでに介護保険を利用していた(ケアマネが付いている)場合					退院後の生活が心配な場合	
	① ケアマネからの入院時情報の連絡先		② 退院目途がついたとき(約1週間前)にケアマネに連絡する職員(又は部署)	③ 必要時入院中ケアマネと面談する職員	④ 退院日決定(3日前)にケアマネに連絡する職員(又は部署)	⑤ 入院中から介護申請が必要で、市町村役場等へ相談・連絡する職員(又は部署)	⑥ 患者家族へ地域包括支援センターへの相談をすすめ、連絡する職員(又は部署)
	(電話をしてから)手渡しの場合	FAXの場合 ※取り扱い 厳重注意					
市立釧路総合病院 住所: 釧路市春湖台1番12号 ☎ 0154-41-6121	入退院支援室 ☎ 0154-41-6121 (代表)	入退院支援室 FAX 0154-41-8166	入退院支援室	入退院支援室	入退院支援室	入退院支援室	入退院支援室
総合病院 釧路赤十字病院 住所: 釧路市新栄町21番14号 ☎ 0154-22-7171	自宅: 退院支援調整Ns 施設/病院: MSW ☎ 0154-22-7171 (代表)	地域連携室 FAX 0154-22-7176	自宅: 退院支援調整Ns 施設/病院: MSW	自宅: 退院支援調整Ns 施設/病院: MSW	自宅: 退院支援調整Ns 施設/病院: MSW	退院支援調整Ns	退院支援調整Ns
独立行政法人 労働者健康安全機構 釧路労災病院 住所: 釧路市中園町13番23号 ☎ 0154-22-7191	地域医療連携総合センター 入退院支援部門 ☎ 0154-22-7191 (退院調整看護師・MSW)	地域医療連携総合センター 入退院支援部門 FAX: 0154-21-9860	病棟看護師または退院調整看護師・MSW	病棟看護師または退院調整看護師・MSW	病棟看護師または退院調整看護師・MSW	地域医療連携総合センター (退院調整看護師またはMSW)	地域医療連携総合センター (退院調整看護師またはMSW)
社会医療法人孝仁会 釧路孝仁会記念病院 住所: 釧路市愛国191番212 ☎ 0154-39-1222	患者支援総合センター ☎ 0154-39-1222 (代表)	患者支援総合センター FAX 0154-39-0330 (代表) ※宛先は「患者支援総合センター」と記載ください。	患者支援総合センター	患者支援総合センターに連絡し、患者支援総合センターは病棟NS・ケアマネとの面談日を調整する	患者支援総合センター	病棟看護師から患者支援総合センターに依頼し、患者支援総合センターが申請等に対応する	患者支援総合センターが相談に応じ、患者支援総合センターから自宅周辺の地域包括支援センターに連絡(患者や家族が決める)

※表中②④の対象者は、スクリーニング等で退院調整を要する対象者とする。また、②④における連絡は、患者及び家族等に了解を得ることとする。
 ※表中⑤の対象者判断は、「介護認定申請の目安」を参考にすること。(退院患者のすべてに介護保険申請はすすめない)

病院から市町村への問い合わせ窓口 釧路管内一覧

患者様のお住まいの市町村	介護支援専門員が不明な場合の問い合わせ担当窓口	☎ 電話	入院中から介護申請が必要な場合の問い合わせ担当窓口	☎ 電話
		FAX番号		FAX番号
釧路市	釧路市介護高齢課介護給付係	☎ 0154-31-4553 FAX 0154-32-2003	釧路市介護高齢課介護認定係	☎ 0154-31-4597 FAX 0154-32-2003
阿寒町				
音別町				
釧路町	釧路町介護支援課介護保険係	☎ 0154-40-5217 FAX 0154-40-5240	釧路町介護支援課介護保険係	☎ 0154-40-5217 FAX 0154-40-5240
厚岸町	厚岸町保健福祉課介護保険係	☎ 0153-53-3333 FAX 0153-53-3077	厚岸町地域包括支援センター	☎ 0153-53-3333 FAX 0153-53-3077
浜中町	浜中町保険課介護保険係	☎ 0153-62-2319 FAX 0153-62-2114	浜中町保険課地域包括支援係	☎ 0153-62-2194 FAX 0153-62-2114
標茶町	標茶町地域包括支援センター	☎ 015-485-1515 FAX 015-485-2177	標茶町地域包括支援センター	☎ 015-485-1515 FAX 015-485-2177
弟子屈町	弟子屈町地域包括支援センター	☎ 015-482-2921 FAX 015-482-3547	弟子屈町地域包括支援センター	☎ 015-482-2921 FAX 015-482-3547
鶴居村	鶴居村地域包括支援センター	☎ 0154-64-2999 FAX 0154-64-2577	鶴居村地域包括支援センター	☎ 0154-64-2999 FAX 0154-64-2577
白糠町	白糠町介護福祉課介護保険係	☎ 01547-2-2171 FAX 01574-2-4659	白糠町介護福祉課介護保険係	☎ 01547-2-2171 FAX 01574-2-4659

病院から市町村への問い合わせ窓口 根室・中標津管内一覧

患者様のお住まいの市町村	介護支援専門員が不明な場合の問い合わせ担当窓口	☎ 電話	入院中から介護申請が必要な場合の問い合わせ担当窓口	☎ 電話
		FAX番号		FAX番号
根 室 市	根室市地域包括支援センター	☎ 0153-23-6111 (内線2161・2162) FAX 0153-24-8692	根室市介護福祉課介護保険担当	☎ 0153-23-6111 (内線2163・2164) FAX 0153-24-8692
別 海 町	別海町介護支援課介護保険担当	☎ 0153-74-9643 FAX 0153-75-2773	別海町介護支援課介護保険担当	☎ 0153-74-9643 FAX 0153-75-2773
中 標 津 町	中標津町地域包括支援センター	☎ 0153-74-0867 FAX 0153-73-5333	中標津町地域包括支援センター	☎ 0153-74-0867 FAX 0153-73-5333
標 津 町	標津町地域包括支援センター	☎ 0153-82-1588 FAX 0153-82-1530	標津町地域包括支援センター	☎ 0153-82-1588 FAX 0153-82-1530
羅 臼 町	羅臼町保健福祉課介護保険係	☎ 0153-87-2161 FAX 0153-87-2358	羅臼町地域包括支援センター	☎ 0153-87-5880 FAX 0153-87-2800

釧路管内市町村の地域包括支援センター窓口

患者様のお住まいの市町村	担当窓口	電 話	住 所
釧 路 市	釧路市西部地域包括支援センター	0154-55-2666	釧路市昭和190番地4462 老健くしろ内
	釧路市中部北地域包括支援センター	0154-36-1233	釧路市文苑4丁目65番2号 ふみぞの東陽ビル I 1階
	釧路市中部南地域包括支援センター	0154-24-1102	釧路市堀川町8番43号
	釧路市東部北地域包括支援センター	0154-42-0600	釧路市鶴ヶ岱1丁目10番46号
	釧路市東部南地域包括支援センター	0154-42-8222	釧路市春採4丁目10番15号 望洋ふれあい交流センター内
阿寒地区	釧路市阿寒地域包括支援センター	0154-66-1234	釧路市阿寒町中央1丁目4番1号 阿寒町行政センター内
音別地区	釧路市音別地域包括支援センター	01547-9-5252	釧路市音別町中園2丁目119番地1 音別町福祉保健センターほほえみ内
釧 路 町	釧路町地域包括支援センター	0154-40-5217	釧路町東陽大通西1丁目1番地1 釧路町保健福祉センター あいぱーる内
厚 岸 町	厚岸町地域包括支援センター	0153-53-3333	厚岸町住の江1丁目2番地 厚岸町保健福祉総合センター あみか21内
浜 中 町	浜中町地域包括支援センター	0153-62-2194	浜中町湯沸445番地 浜中町役場内
標 茶 町	標茶町地域包括支援センター	015-485-1515	標茶町開運4丁目2番地 標茶町ふれあい交流センター内
弟 子 屈 町	弟子屈町地域包括支援センター	015-482-2921	弟子屈町中央2丁目276番地1 弟子屈町役場内
鶴 居 村	鶴居村地域包括支援センター	0154-64-2999	鶴居村鶴居西1丁目1番地 鶴居村役場内
白 糠 町	白糠町地域包括支援センター	01547-2-2325	白糠町西1条南1丁目1番地1 白糠町役場内

根室・中標津管内市町の地域包括支援センター窓口

患者様のお住まいの市町村	担当窓口	電 話	住 所
根 室 市	根室市地域包括支援センター	0153-23-6111 (内線2161・2162)	根室市常磐町2丁目27番地 根室市役所内
別 海 町	別海町地域包括支援センター	0153-79-5500	別海町別海常盤町280番地
中 標 津 町	中標津町地域包括支援センター	0153-74-0867	中標津町丸山2丁目22番地 中標津町役場内
標 津 町	標津町地域包括支援センター	0153-82-1588	標津町北1条西5丁目6番1-2号
羅 臼 町	羅臼町地域包括支援センター	0153-87-5880	羅臼町栄町100番地83

釧路地域における入退院調整ルール

令和元年(2019年)10月1日 発行

令和2年(2020年)1月29日 改定

令和2年(2020年)11月1日 改定

令和7年(2025年)11月13日 改定

発行 北海道釧路保健所企画総務課保健推進係

〒085-0826 釧路市城山2丁目4-22

TEL:0154-65-5818